

IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

1 ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

廃棄物由来の紙、プラスチックなどを原料とする固形化燃料

2 貨物の説明 : DESCRIPTION

- ・ 廃棄物由来の紙、プラスチックなどを主原料として、圧縮成形、押出成形などによって固形化した燃料
- ・ JIS Z 7311:2010 : 廃棄物由来の紙、プラスチックなど固形化燃料 (RPF) に規定される "RPF" のうち、"A"、"B" または "C" に該当する物質であり、高位発熱量は 25 MJ/kg 以上 33MJ/kg 未満
- ・ この貨物は、等級 4.2 の危険物に該当しないことが保証される。

3 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

3.1 種別 : GROUP

B

3.2 見かけ密度(kg/m³) : BULK DENSITY

400～500 kg/m³

3.3 載貨係数(m³/t) : STOWAGE FACTOR

2～2.5 m³/t

3.4 粒径 : SIZE

直径 15 ～30 mm × 長さ 30 ～100 mm

3.5 等級 (種別 B の場合に限る) : Class : MHB

国連番号 (危険物の場合に限る) : UN No. : 不適用

3.6 静止角 (非粘着性物質の場合に限る) : ANGLE OF REPOSE

不適用

4 危険性 : HAZARD

- ・ 200℃ までは引火する恐れはない。着火すると激しく燃える。溶融状態で可

燃性及び有毒性ガスを発生する。

- ・ この貨物は、自己発熱性があり、船倉内で酸素欠乏を引き起こす恐れがある。

5 運送条件

5.1 積付及び隔離要件：STOWAGE & SEGREGATION

特段の要件はない。

5.2 船倉の清浄さに係る要件：HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

5.3 天候に係る要件：WEATHER PRECAUTIONS

特段の要件はない。

5.4 積荷役時の要件：LOADING

- ・ 貨物が等級 4.2 の危険物に該当しないことについて、荷送人により船長に申告されていること。
- ・ 特殊貨物船舶運送規則第 15 条の 4 の規定に従って荷繰りすること。

5.5 各種の要件：PRECAUTIONS

- ・ 荷役中及びこの貨物の積載中は、この貨物を積載した貨物区域及びこれに隣接する区画において、喫煙と裸火の使用を禁止する。
- ・ 荷揚げ後、十分な通風を行わない限り、船倉への立ち入りを禁止すること。

5.6 通風要件：VENTILATION

船倉を閉鎖し、通風しないこと。

5.7 運送時の要件：CARRIAGE

航海中は、この貨物を積載した船倉への立ち入りを禁止すること。

5.8 揚荷役時の要件：DISCHARGE

船倉に立ち入る前に、ハッチカバーを開き、十分な通風を行うこと。

5.9 清掃に係る要件：CLEAN-UP

特段の要件はない。

5.10 非常時の措置：EMERGENCY PROCEDURES

(1) 火災発生時の行動（EMERGENCY ACTION IN THE EVENT OF FIRE）

この貨物が発生する煙は有毒であるので、吸引しないよう注意すること。